

2013年9月議会一般質問要旨（一問一答）

2013年9月9日

日本共産党市会議員団

わたなべ 有子

- 1、社会保障制度改革推進法にもとづき設置された国民会議の最終報告は、医療・介護を中心に負担増と給付削減を鮮明にし、社会保障の安心を投げ捨てたものだと考えるが市長の見解は。
- 2、障がいのある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできる施策の実現を
 - 1) 新潟市における重症心身障がい児者の受け入れ状況について
 - ア、これまでどのように整備されてきたのか
 - イ、25年度末、重症心身障がい児者の卒業生が多くあると聞いているが、生活介護の整備は必要との認識か。
 - ウ、生活介護の整備計画はあったのか。あったとすれば、国に福祉施設整備費国庫補助金を申請したと思うが、国の内示は受けられたのか。
 - エ、国の内示が受けられなかったのであれば、その時点で市として事業の実現に向けて財源等の協議はされたのか。
 - オ、行ったのであれば、その結果と対応について
 - カ、結果として、当初の事業計画は実施されることになったのか。又は、されないのか。
 - キ、実施されるのであれば、生活介護の整備は必要と認識している新潟市として、25年度に予算化された市の補助金は有効活用すべきではないか。
 - ク、今後も内示がされないような事態があれば、事業者も事業に手上げしないことも考えられる。事業の進捗に影響が出ないように市として対応を考慮すべきではないか。
- 3、新潟市は新潟テルサ「健康クラブ」を継続し、健康寿命日本一を目指すこと
 - 1) 勤労者総合福祉センターは、勤労者をはじめとする市民の教養、文化及び福祉の向上並びに健康の増進を図るために設置されているものであり、新潟市の責任のもと、公益法人新潟市開発公社が指定管理者として事業運営していると理解してよいか。
 - 2) さらに、勤労者総合福祉センター内にある「健康クラブ」は、指定管理業務外であり、現在は、開発公社の自主事業として運営されている。そのため、新潟市に対する使用料を免除しているものか。
 - 3) 9月定例議会に提案された議案第91号新潟勤労者福祉センター条例の一部改正は、現在の条例に多目的ルームの使用料を加えるものになっているが、「健康クラブ」

の営業終了を伴う改正である。この条例改正を提出した背景はなにか。

4) 平成25年9月4日に利用者に対して、平成26年3月31日をもって営業を終了するための説明会では、参加者から理解・納得が得られなかったのではないか。

5) にもかかわらず、2日後の9月6日に、新潟市9月定例会に議案を提出したのはあまりにも拙速なやりかたとは考えないか。

6) 説明会場では、「健康クラブ」が高齢者の健康増進、病気、介護予防、機能回復などに役立ち、社会参加や仲間づくりの場として生きがいになっているなど多くの意見が出された。事業の効果などがしっかり検証されているのか。

7) 市の説明は、会員数の減少や民間施設が増えたことによる収支の悪化、来年の指定管理者の更新などがあるが、市の一方的な都合ばかりで到底理解が得られるものではない。

新潟市は健康寿命日本一を目指しているのであれば、運動を継続し医療費削減にも大いに効果がある「健康クラブ」を営業終了とせず継続して、健康づくりの場として活用すべき。

4、文化施設等高齢者優待制度の実現を

- 1) 文化施設について
- 2) バス運賃について